

平成27年4月9日
調達契約課

経営事項審査制度の見直しに伴う 本市の経営事項審査結果の取り扱いについて

平成27年4月1日から、経営事項審査制度が改正されることに伴い、本市の格付等の採用する経営事項審査結果の取り扱いは、以下のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 平成27年度（H27.6）の格付け

平成27年度の格付対象となる経営事項審査結果は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの期間の審査基準日であり、旧基準の経営事項審査にて受審されている方が対象となるため、格付けは旧基準となります。

2 平成28年度（H28.6）の格付け

平成28年度の格付対象となる経営事項審査結果は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの期間の審査基準日とする予定です。

上記の対象期間の経営事項審査結果において、平成27年3月31日までに受審された旧基準による審査結果も、平成28年度格付けにおける有効な経営事項審査結果とします。ただし、平成27年4月1日以降に新基準による経営事項審査の再審査申立をおこなった場合は、新基準による経営事項審査結果を有効とします。

以上